

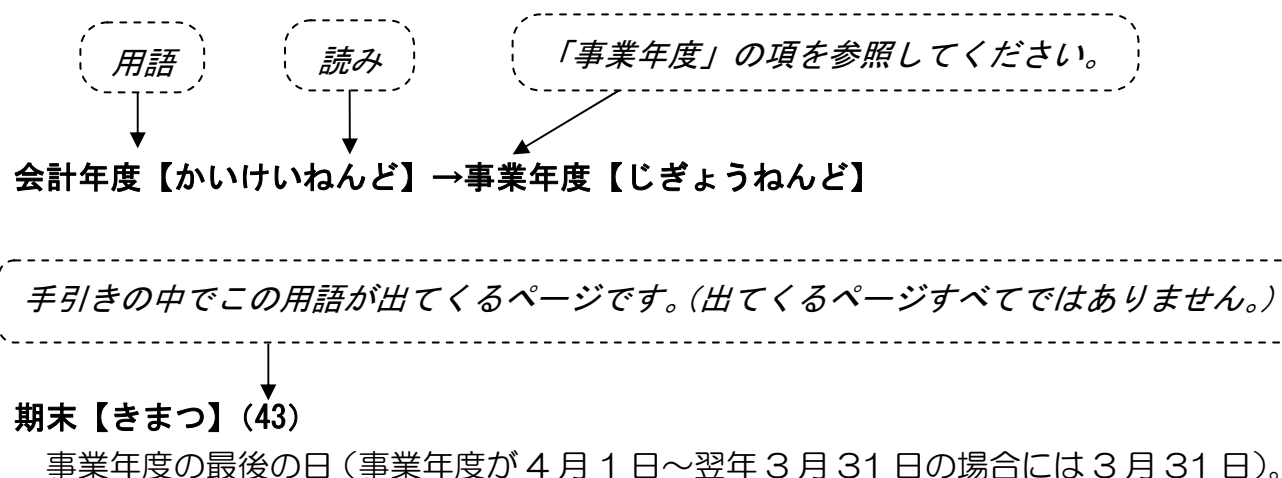
コミュニティ団体関連 用語集

ここでは、コミュニティ団体に関連する用語や会計で使われる専門用語を集め、その意味を整理しました。

ここで掲載した意味は、あくまで一般的にコミュニティ団体の運営に関わる場面で使われると考えられるものなので、地方公共団体や団体によって異なる場合があります。実務では、各地方公共団体や団体で使われている定義をご確認ください。

また、用語に使い方が複数ある場合は、手引きやコミュニティ団体の運営に関係すると考えられる使い方のみを掲載しています。他の場面では違う意味で使われることもありますので注意してください。

<用語集の見方>



<あ>

NPO法人【えぬぴいおうほうじん】→特定非営利活動法人【とくていひえいりかつどうほうじん】(1)

<か>

会計年度【かいけいねんど】→事業年度【じぎょうねんど】

期首【きしゅ】

事業年度の最初の日（事業年度が4月1日～翌年3月31日の場合には4月1日）。

期末【きまつ】(43)

事業年度の最後の日（事業年度が4月1日～翌年3月31日の場合には3月31日）。

繰入れ・繰出し・戻入れ【くりいれ・くりだし・もどしいれ】(38)

複数の会計区分がある場合、異なる会計の間で行われるお金のやり取り。

例えば、会計Aから会計Bに1万円を移した場合、会計Aから見ると会計Bに1万円の「繰出し」を行ったことになり、一方、会計Bからみると会計Aから1万円の「繰入れ」を行ったことになる。また、このケースにおいて、会計Bにおいて、5千円の不要が発生し、それを年度末などに会計Bから会計Aに戻した場合、会計Aから見ると会計Bから「戻入れ」を行ったことになる。

繰出し【くりだし】→繰入れ・繰出し・戻入れ【くりいれ・くりだし・もどしいれ】(38)

繰越金【くりこしきん】(14, 21, 28, 44)

前期で締めを行った際の残高。

現金主義【げんきんしゅぎ】(38, 82)

帳簿を記録する際に、現金による収入や支出のみを記録していく方法。一般的に家計簿や小遣い帳、コミュニティ団体の帳簿などは、この方法によって記録される。

現在多くの企業ではこの方法ではなく、「発生主義」という方法を採用している。

<さ>

雑収入【ざっしゅうにゅう】(22, 41, 45)

科目の区分のひとつで、少額で重要性が低いと判断された、他のいずれの科目にもあてはまらない収入を計上する。

雑損失【ざっそんしつ】(41)

科目の区分のひとつで、少額で重要性が低いと判断された、他のいずれの科目にもあてはまらない費用を計上する。

事業年度【じぎょうねんど】

団体の活動を通常 1 年ごとに区切りをつけた期間。コミュニティ団体の場合は、学校などと同じ 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日で終わる期間としているところが多い。

自主防災組織【じしゅぼうさいそしき】

地域住民が、自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害時には、災害による被害を防止・軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出しなどの活動を行う実働部隊としての役割を期待される。

なお、自主防災組織とボランティアとの違いは、自主防災組織がもっぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず奉仕活動などを行うものであるところにある。

社会福祉協議会【しゃかいふくしきょうぎかい】(81)

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、さまざまな活動を行う。

正味財産【しょうみざいさん】

貸借対照表にあらわれる「資産－負債」で算出される差額であり、企業会計で言う「純資産」に相当するもの。「正味財産」という特定の財産があるわけではなく、あくまでも「資産－負債」の差額の概念。

<た>

貸借対照表【たいしゃくたいしょうひょう】(82)

会計書類の一つで、企業などのある時点の資産や負債の状態を表にしたもの。

単式簿記【たんしきぼき】(38, 82)

お金の動きがあった時にその事実を記録していく帳簿の記録方法。一般的に家計簿やコミュニティ団体の帳簿は、この方法によって記録される。現在多くの企業ではこの方法ではなく、「複式簿記」という方法によって記録されている。

登記【とうき】(84)

権利関係などを明らかにするために、法務局に備えてある帳簿（登記簿）に、法律に定め

られた事項を記載すること。不動産登記、商業登記、船舶登記など様々な種類がある。

→（参考）不動産登記【ふどうさんとうき】

特定非営利活動法人【とくていひえいりかつどうほうじん】(1, 84)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体（NPO）のうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得したもの。

特別会計【とくべつかいけい】(38, 56)

一定の目的の収入と支出を明らかにするために設けられる会計の区分。これに対し、通常の会計を一般会計（一般勘定）という。

基本的な構造は一般会計と同様だが、前期繰越がある場合と無い場合がある。例えば施設の修繕や周年事業のために積立をする場合は前期繰越や翌期繰越が発生するが、祭りなど特定目的の事業であれば、たとえ毎年開催していたとしても毎年度収入と支出を完結させる場合が多い。後者の場合、収支の差額は一般会計とお金のやり取りをして、繰越金を「0（ゼロ）」とする。

特別勘定【とくべつかんじょう】(38) →特別会計【とくべつかいけい】

<な>

任意団体【にんいだんたい】(1, 82, 84)

法人格を持たない団体。

認可地縁団体【にんかちえんだんたい】(1, 84, 126)

地方自治法などに定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た自治会、町内会など（一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体）。

これまで、自治会などが所有する土地や集会施設などの登記名義は、会長個人あるいは複数の代表者の共有名義となっており、団体名での不動産登記は不可能であったため、名義人の転居や死亡などによる名義の変更や相続などに問題が生じていた。

認可地縁団体制度は、このような問題を解消するため、自治会などが法人格を取得できるようにし、団体名義で不動産登記ができるようにするために創られた制度である。

<は>

発生主義【はっせいしゅぎ】(82)

帳簿を記録する際に、現金の動きではなく、財産やサービスを消費した時に費用を計上し、販売という事実があった時点で収益を計上する方法。現金主義と違い「掛け」による売買な

ども記録される。現在多くの企業ではこの方法が採用されている。

複式簿記【ふくしきぼき】(82)

お金の動きを、原因と結果の二つに分析し、それぞれについて記録していく帳簿の記録方法。現在多くの企業ではこの方法が採用されている。

不動産登記【ふどうさんとうき】

土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などを公の帳簿（登記簿）に記載し、これを一般公開することにより、権利関係などの状況が誰にでもわかるようにし、取引の安全と円滑をはかる制度。

団体の場合には、法人格を持っていないと不動産登記をすることができない。

法人【ほうじん】(1,84)

人と同じように権利や義務の主体となることのできる団体。団体が契約を結ぶためには、法人格を取得して、法人となる必要がある。

簿記【ぼき】

日々のお金の動きを記録していくこと。

<ま>

戻入れ【もどしいれ】(38) → 繰入れ・繰出し・戻入れ【くりいれ・くりだし・もどしいれ】

<や>

予備費【よびひ】(67)

予算を立てる時点では予測できなかったような出費に充てるためのお金。

どうしても予算外の支出が必要な場合は、本来は臨時総会を開いて変更の承認を受けなければならないが、これは効率的でないため、予算の中に予備費を計上しておく。

<わ>

割印【わりいん】(33)

契約書や領収書が2枚以上にわたる場合に、1つの文書であることを証明するために、2枚にまたがって押す印。